

(3) 大野市国民健康保険税条例の一部改正等について

I 課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し

【改正の内容】

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 54万円

〈改正後〉

課税限度額 58万円

(2) 低所得者の国民健康保険税の軽減措置（5割軽減・2割軽減）の判定所得基準額の引き上げ

◇5割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 27万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

◇2割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 49万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

【条例改正の理由】

- ・ 地方税法施行令の一部改正に伴い、大野市国民健康保険税条例について所要の改正を行う。

【条例改正の経緯】

- ・ 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布 平成30年3月31日
- ・ 大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 平成30年3月31日
- ・ 施行年月日 平成30年4月1日

Ⅱ 高額療養費制度の見直し

70歳以上の方の自己負担限度額の改正

〈改正前〉（平成30年7月診療分まで）

適用区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	70歳以上の被保険者で住民税の課税所得が145万円以上かつ基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円を超える人がいる場合	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 4回目以降は44,400円
一般	住民税課税世帯で、現役並み所得者に該当しない人	14,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 4回目以降は44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円



〈改正後〉（平成30年8月診療分から）

適用区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者Ⅲ	住民税の課税所得が690万円以上の70歳～74歳の被保険者がいる場合	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 4回目以降は140,100円	
現役並み 所得者Ⅱ	住民税の課税所得が380万円以上の70歳～74歳の被保険者がいる場合	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 4回目以降は93,000円	
現役並み 所得者Ⅰ	住民税の課税所得が145万円以上の70歳～74歳の被保険者がいる場合	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 4回目以降は44,400円	
一般	住民税課税世帯で、現役並み所得者に該当しない人	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 4回目以降は44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円